

愛西市の訪問型サービスの基準

	訪問介護相当サービス (現行相当) ①	訪問型サービス A (緩和した基準・一体型) ② ※同一の事業所で「①」と一体的に運営	訪問型サービス A (緩和した基準・単独型) ③ ※訪問型サービス A (緩和した基準) のみ実施																								
サービス対象者	要支援者、チェックリストによる事業対象者	要支援者、チェックリストによる事業対象者	要支援者、チェックリストによる事業対象者																								
報酬(月額包括単位)	訪問Ⅰ：週1回 月 1,176 単位 訪問Ⅱ：週2回 月 2,349 単位 訪問Ⅲ：週3回 (要支援2のみ) 月 3,727 単位	訪問Ⅰ：週1回 月 941 単位 訪問Ⅱ：週2回 月 1,879 単位 訪問Ⅲ：週3回 (要支援2のみ) 月 2,982 単位 各種加算・減算は現行相当の8割	訪問Ⅰ：週1回 月 941 単位 訪問Ⅱ：週2回 月 1,879 単位 訪問Ⅲ：週3回 (要支援2のみ) 月 2,982 単位 各種加算・減算は現行相当の8割																								
必要なプラン	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)																								
提供するサービス	身体介護中心 (生活援助も含まれる) ※1時間程度	生活援助のみ (日常の掃除・洗濯、買い物代行等の生活支援サービス) ※1時間程度	生活援助のみ (日常の掃除・洗濯、買い物代行等の生活支援サービス) ※1時間程度																								
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～3日	ケアプランに基づき決定 週1日～3日	ケアプランに基づき決定 週1日～3日																								
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定																								
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者 ※1</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者 ※2 ※3</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤換算 2.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能                  ※2 一部非常勤職員も可能                  ※3 訪問介護、訪問介護相当サービス利用者 40人あたり1人</p> <p>(例) 要介護者 40人、要支援者 40人の場合                  サービス提供責任者 2人以上                  訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上</p>		必要な資格	配置要件	管理者 ※1	なし	常勤・専従1以上	サービス提供責任者 ※2 ※3	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	常勤換算 2.5以上	<p>左記「現行相当」の人員基準を満たすことに加えて、訪問型サービス A 利用者の数に応じて必要数</p> <p>(例) 要介護者 40人、訪問型サービス A 10人の場合                  サービス提供責任者 2人                  訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上+従事者必要数</p> <p>・訪問型サービス A 利用者のみ、市が実施の研修修了者等の一定の研修受講者もケアが可能</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者 ※1</td> <td>なし</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者 ※2</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は一定の研修受講者</td> <td>従事者のうち必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者 ※1	なし	専従1以上	訪問事業責任者 ※2	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は一定の研修受講者	従事者のうち必要数	従事者	同上	必要数
	必要な資格	配置要件																									
管理者 ※1	なし	常勤・専従1以上																									
サービス提供責任者 ※2 ※3	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上																									
訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	常勤換算 2.5以上																									
	必要な資格	配置要件																									
管理者 ※1	なし	専従1以上																									
訪問事業責任者 ※2	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は一定の研修受講者	従事者のうち必要数																									
従事者	同上	必要数																									
利用者負担	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる																								
請求方法 (利用者負担を除く)	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払																								
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)																								

愛西市の通所型サービスの基準

	通所介護相当サービス (現行相当) ①	通所型サービス A (緩和した基準・一体型) ② ※同一の事業所で「①」と一体的に運営	通所型サービス A (緩和した基準・単独型) ③ ※通所型サービス A (緩和した基準) のみ実施																											
サービス対象者	要支援者 (身体介護が必要な者 条件あり)	要支援者、チェックリストによる事業対象者	要支援者、チェックリストによる事業対象者																											
報酬(月額包括単位)	通所Ⅰ：週1回 (事業対象者、要支援1・2) 月 1,798 単位 通所Ⅱ：週2回 (要支援2のみ) 月 3,621 単位	通所Ⅰ：週1回 (事業対象者、要支援1・2) 月 1,438 単位 通所Ⅱ：週2回 (要支援2のみ) 月 2,897 単位 各種加算・減算は現行相当の8割	通所Ⅰ：週1回 (事業対象者、要支援1・2) 月 1,438 単位 通所Ⅱ：週2回 (要支援2のみ) 月 2,897 単位 各種加算・減算は現行相当の8割																											
必要なプラン	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)	ケアプラン A (従来と同様のケアプラン)																											
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練等 移動、入浴、排泄、食事等の介助や見守りを行う	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練等 移動、入浴、排泄、食事等の介助や見守りは行わない ※1回2時間以上の利用時間を想定	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練等 移動、入浴、排泄、食事等の介助や見守りは行わない ※1回2時間以上の利用時間を想定																											
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日	ケアプランに基づき決定 週1日～2日	ケアプランに基づき決定 週1日～2日																											
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定																											
設備基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂・機能訓練室 (3㎡×通所介護、通所介護相当サービスの利用定員)</li> <li>・ 静養室・相談室・事務室</li> <li>・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・ 必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂・機能訓練室 (3㎡×通所型サービス A の利用定員)</li> <li>通所介護、通所介護相当サービスと同じ場所で実施可能。ただし、通所型サービス A のために別に面積が必要</li> <li>・ 静養室・相談室・事務室</li> <li>・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・ 必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×通所型サービス A の利用定員)</li> <li>・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・ 必要な設備・備品</li> </ul>																											
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者 ※1</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上</td> </tr> <tr> <td>生活相談員 ※2</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員 ※2</td> <td>なし</td> <td>15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能                  ※2 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤                  (例) 要介護者20人、要支援者10人の場合                  介護職員 4人以上</p>		必要な資格	配置要件	管理者 ※1	なし	常勤・専従1以上	生活相談員 ※2	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護師等	専従1以上	介護職員 ※2	なし	15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上	<p>左記「現行相当」の人員基準を満たすことに加えて、通所型サービス A 利用者の数に応じて必要数</p> <p>(例1) 要介護者12人、通所型サービス A 3人の場合                  介護職員1人以上+通所型サービス A 従事者必要数 (0人以上)</p> <p>(例2) 要介護者20人、通所型サービス A 10人の場合                  介護職員2人以上+通所型サービス A 従事者必要数 (1人以上)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者 ※1</td> <td>なし</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者 ※2</td> <td>一定の研修受講者、経験のある介護職員等</td> <td>15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能                  ※2 運動器機能向上サービスは、機能訓練指導員を1人配置 (従業者1人とみなす)</p>		必要な資格	配置要件	管理者 ※1	なし	専従1以上	従事者 ※2	一定の研修受講者、経験のある介護職員等	15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に必要数
	必要な資格	配置要件																												
管理者 ※1	なし	常勤・専従1以上																												
生活相談員 ※2	介護福祉士等	専従1以上																												
看護職員	看護師等	専従1以上																												
介護職員 ※2	なし	15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に専従0.2以上																												
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上																												
	必要な資格	配置要件																												
管理者 ※1	なし	専従1以上																												
従事者 ※2	一定の研修受講者、経験のある介護職員等	15人以上 専従1以上 16人以上 利用者1人に必要数																												
利用者負担	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる	介護保険負担割合証の負担割合に準ずる																											
請求方法 (利用者負担を除く)	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払																											
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)	限度額管理あり (要支援2：10,531 単位 要支援1及び事業対象者 5,032 単位)																											